

新規就農者育成と意欲ある担い手の農業経営改善

要約

- ① 新規就農を希望する者に就農相談を実施し、その内就農が見込まれる者に対し、新規就農者認定（市町村による認定）のための就農計画作成を支援した。
- ② 新規就農者の就農計画達成を目的とし、巡回指導や、栽培技術および経営能力向上講習会を実施した。
- ③ 認定農業者等の経営改善支援として、専門家を活用し、課題の明確化と解決を図った。

現状(背景)と課題

- ① 新規就農者就農支援：年間の新規就農相談のうち、実際に就農に至るのはわずかである。
- ② 新規就農者の就農計画達成支援：計画未達の新規就農者も多く、重点的な支援が必要である。（R5：50%）
- ③ 認定農業者等の経営改善支援：規模拡大等の経営改善を目指す担い手に対し、目標達成に向けた経営改善指導が必要。

目標

- ① 認定新規就農者認定数
当初（R5）：4名（相談者52名中）
→ R8までの累計10名
- ② 新規就農者の収支計画目標達成者数
R5：50% → R8：80%
- ③ 認定農業者等の所得目標達成者数
（資金計画所得目標の80%以上達成）
R5：44% → R8：100%

活動内容

- ① 新規就農者の就農支援
 - ・新規就農希望者への相談対応（77回／48名）
 - ・市町村による認定新規就農者認定に向けた、就農計画作成支援（10回／2名）
- ② 新規就農者の就農計画達成支援
 - ・栽培技術向上支援（栽培技術講習会の開催：59名／2回、巡回指導による支援：207回／18名）
 - ・経営能力向上支援（経営能力向上講習会の開催：33名／1回、状況確認：114回／12名）
- ③ 認定農業者等の経営改善支援
 - ・専門家による個別面談の実施（9回／8名）
 - ・経営改善に係る個別支援（農業簿記、資金計画作成支援等の規模拡大相談対応：61回／19名）

成果

- ① イチゴ高設栽培に取り組む新規就農者1名が認定された。今後1名が認定予定。
- ② 重点指導が必要な認定新規就農者9名を「重点支援対象者」と位置づけ、巡回指導や講習会等によるサポートを行ったことで、8名が収支計画目標を達成した。
- ③ 認定農業者等が各々抱える課題に沿った専門家を派遣し、労務管理や事業展開等の課題や方針を整理した。また、経営改善に向けた課題に対し、助言や資金計画作成支援を実施し、融資活用につなげた。R6の所得目標達成者数は、支援対象9経営体中6経営体で目標の5経営体を上回った。



中部農林振興事務所農業振興課
担当：担い手・農地マネジメント係
新子、木村、島、磯島、北岡

農業新規参入者支援事業
奈良の意欲ある担い手支援事業
新規就農者確保事業
地域農業担い手確保支援事業
経営体育成支援事業

普及活動のポイント

- ① 新規就農認定に向けた就農計画作成を支援しつつ、ワンストップ窓口として、市町村、担い手・農地サポートセンター、日本政策金融公庫といった関係機関との連携活動を行った。
- ② 認定新規就農者の計画達成のために、フォローアップ対象者を明確にし、巡回による現場指導と講習会により、栽培技術と経営能力の向上を図った。
- ③ 認定農業者等の経営体が抱える課題に対して、個々に応じた専門家活用による解決を図った。

対象の変化

- ① 新規就農者が、自ら就農計画の認定を受けることで、自らの目指す農業を具体的に捉えることができる。
- ② 新規就農者が、巡回によるタイムリーな技術指導と講習会によるフォローを受けることで、研修で学んだ技術を実践できている。
- ③ 認定農業者が、各々の課題が整理されることで、目的を達成するための方向性と次のステップを明確にできた。

対象者からのコメント

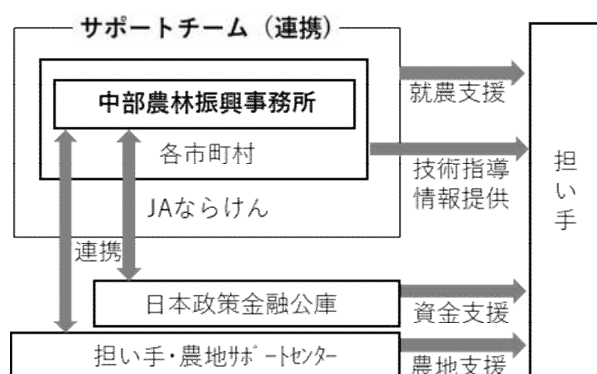
- ① 農地の権利取得や補助事業の活用を含めた就農計画作成の支援を受けることで、就農までの準備と経営開始をスムーズに行うことができた。
- ② 技術的・経営的な支援を受けることができ、計画に基づいた農業経営ができている。
- ③ 認定農業者として自らが描く目標を達成するにあたり、課題や方向性を踏まえ、利用できる制度・事業を把握することができた。

これからの活動ビジョン

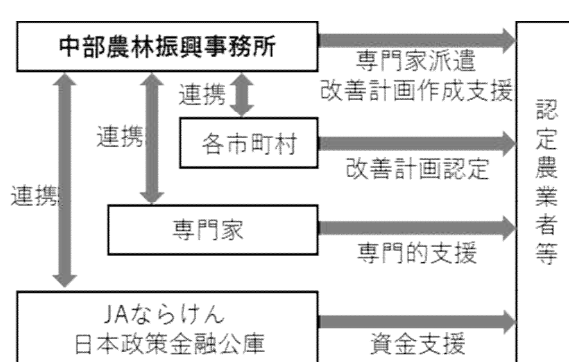
- ① 新規就農希望者の青年等就農計画認定に向けて、計画作成支援を関係機関と連携しながら行う。
- ② 重点支援対象者に対して、所得目標の達成による安定的な経営の実現のために、引き続き巡回指導と講習会を実施し、技術および経営面の支援を行う。
- ③ 経営改善（規模拡大等）を計画する経営体の計画実現に向け、課題に応じた専門家と連携した指導・支援を行う。

活動体制

<新規就農者への支援体制>



<認定農業者等への支援体制>



用語解説

- 担い手：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画、または青年等就農計画を市町村長等に提出し、認定を受けた個人または法人など。
- 認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者がある。